

令和7年8月27日

【尾花沢市財政課】

## 地方自治法施行令の一部改正に伴う 『少額随意契約の基準額見直し』について

令和7年3月28日、地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布されました。

この度の一部改正は、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、少額随意契約の基準額を引き上げる内容となっております。

その改正内容と本市での取り扱いについては下記のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改正内容

|     | 区 分          | 現 行   | 改正後          |
|-----|--------------|-------|--------------|
| (1) | 工事又は製造の請負    | 130万円 | <u>200万円</u> |
| (2) | 財産の買入れ       | 80万円  | <u>150万円</u> |
| (3) | 物件の借入れ       | 40万円  | <u>80万円</u>  |
| (4) | 財産の売払い       | 30万円  | <u>50万円</u>  |
| (5) | 物件の貸付け       | 30万円  | 30万円         |
| (6) | 前各号に掲げる以外のもの | 50万円  | <u>100万円</u> |

#### 2. 本市の取り扱い

改正後の基準額については、令和7年5月1日以降から適用しています。